

公益社団法人鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

2 協会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、畜産農家の組織化により、家畜の健康に関する技術の指導と自衛防疫の推進を図るとともに、畜産物の品質向上のための指導及び検査を行うことにより畜産経営の安定向上と健全なる畜産物の生産に貢献し、もって畜産の振興に寄与するとともに消費者への安心安全な畜産物を提供することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 家畜の伝染性疾病の予防措置に関する指導、予防接種及び消毒
- (2) 家畜の健康保持等に関する技術の指導及び情報連絡
- (3) 家畜衛生に関する研修会及び講習会の開催
- (4) 畜産物に関する生産衛生の指導及び検査
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

(区域)

第5条 前条の事業は鹿児島県において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第6条 協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 協会の目的又は事業に賛同して入会した次の団体等。
 - ア 農業協同組合若しくはその連合会
 - イ 鹿児島県
 - ウ 市町村

エ 畜産の振興に寄与することを目的とする団体等

(2) 賛助会員 協会の目的に賛同する個人又は団体であつて、理事会で承認されたもの。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(寄託金)

第7条 正会員は、寄託金1口以上を有しなければならない。

2 寄託金1口の金額は、5,000円とする。

3 寄託金は、現金をもって払い込むものとする。

4 正会員は、寄託金の払い込みについて、相殺をもって協会に対抗することができない。

5 寄託金の管理及び返還等に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか別に定める寄託規程による。

(正会員の資格の取得)

第8条 正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認があつたときは、当該申込をした者に通知するものとする。

(賛助会員)

第9条 賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

2 賛助会員は、総会で定める賛助会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、協会が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適当と認める場合には、協会の事業に参加することができる。

(届 出)

第10条 会員は、次の各号に該当するときは、遅滞なく、その旨を協会に届け出なければならない。

(1) 会員たる資格を失つたとき。

(2) 名称又は主たる事務所の所在地の変更があつたとき。

(3) 第6条第1項第1号ア及びエ並びに同項第2号に掲げる会員にあつては、代表権を有する者の氏名の変更があつたとき。

(会 費)

第11条 正会員は、総会で別に定める会費を支払う義務を負う。ただし、会長が特に必要と認めるものについては、会費の納入を要しない。

2 賛助会員は、総会で定める賛助会費を納入しなければならない。

3 前項の既納の会費は、退会及び除名においてもこれを返還しない。

(退 会)

第12条 会員は、会長が別に定める退会届出書を提出して、任意にいつでも退会することができる。この場合においては、やむを得ない事由がある場合を除き、退会しようとする日の6箇月前までに、退会届出書を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第13条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) 協会の定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の業務を妨げ、又は協会の信用を失わせる行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2 協会は、総会において除名の決議があったときは、その理由を付して、その旨をその会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第14条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には会員の資格を喪失する。

- (1) 会員である団体が解散したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 会費及び賛助会費の納入義務を2年以上履行しなかったとき。

第4章 総会

(構 成)

第15条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額の決定
- (4) 事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散・合併及び残余財産の処分
- (7) 会費及び賛助会費の額並びに徴収方法の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の種類)

第17条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(開催)

第18条 総会は、通常総会として毎年度5月又は6月に開催する。また、必要がある場合臨時総会を開催することができる。

(招集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求できる。

(議長)

第20条 総会の議長は、総会に出席した正会員から選出する。

(議決権)

第21条 総会における議決権は、正会員1団体につき1個とする。

(決議)

第22条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 総会における議決には、議長は加わることはできない。ただし、可否同数の場合のときは、議長の決するところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散・合併及び事業の譲渡
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第23条 総会に出席できない正会員は、書面をもって表決し、又は他の正会員

- を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。
 - 3 第1項の規定により書面をもって議決権を行使する場合は、総会の日の前日までに議決権行使書面を提出しなければならない。

(議事録)

- 第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び出席した代表理事が記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

- 第25条 協会に次の役員を置く。
- (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を会長代理、1名を副会長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長及び会長代理をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、会長代理、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
 - 4 副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理する。
 - 5 専務理事は、会長、会長代理及び副会長を補佐し、理事会で別に定めるところにより、協会の業務を執行する。
 - 6 会長、会長代理及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事及び監事は、役員の数第25条に定める定数を欠くに至った場合は、その後任者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行うものとする。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を遂行するために要する費用の支払いをすることができる。

(責任免除)

第32条 法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(運営委員会)

第33条 協会の円滑な運営を図るため必要があるときは、理事会の決議を経て、運営委員会を置くことができる。

- 2 運営委員会は、協会の運営について会長の諮問に応じ、必要な事項について建議することができる。
- 3 運営委員会の構成及び運営、その他必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第34条 協会に理事会を置く

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時、場所及び総会の目的である事項の決定
- (2) 協会の諸規程の制定及び変更及び廃止に関する事項
- (3) 協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

(招集)

第36条 理事会は、会長又は会長代理が招集する。

- 2 会長及び会長代理が欠けたとき又は会長及び会長代理に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集は、開催日の2週間前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所、その他必要な事項を記載した書面をもって、各理事及び各監事に通知するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長又は会長代理がこれに当たる。

- 2 会長及び会長代理が欠けたとき又は会長及び会長代理に事故があるときは、副会長を議長とする。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。

(資産の管理)

第41条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定めるものとする。

(事業計画書及び収支予算書)

第42条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 事業年度開始前に予算が成立しないときは、新たに予算が成立する日まで前年度の予算に準じ、執行するものとする。
- 3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づいた収支とみなす。
- 4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得て総会に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要

なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び合併・解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(合併及び事業の譲渡)

第46条 協会は、総会の決議により他の社団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第47条 協会は、総会の決議、その他法令で定める事由により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 協会が精算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告方法

(公 告)

第50条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法に

より行う。

第10章 事務局等

(事務局設置等)

第51条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は理事会の決議を経て、会長が任免し、職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 補 則

(委 任)

第52条 この定款に定めるもののほか、協会の事務運営上必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(附 則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の最初の代表理事は本田修一、会長代理は大田均、専務理事は手塚博愛とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の変更は、令和6年6月10日から施行する。